

## 群馬大学生体調節研究所任期制助教再任審査に関する内規

令和 2. 9. 1 制定

(趣 旨)

第 1 条 この内規は、国立大学法人群馬大学教員の任期に関する規則に基づき群馬大学生体調節研究所（以下「研究所」という。）に採用された任期制助教の再任審査について必要な事項を定める。

(申 請)

第 2 条 任期制助教で再任を希望する者は、任期満了の 6 か月前までに別紙様式第 1 号により生体調節研究所長（以下「所長」という。）に申請しなければならない。

2 前項により再任審査を申請した者（以下「申請者」という。）は、別紙様式第 2 号及びその他審査に必要な資料を、申請後 1 か月以内に所長に提出しなければならない。

(申請がなかった場合の取扱い)

第 3 条 前条に規定する日までに申請がなかったときは、任期制助教の身分は任期の末日をもって終了する。

(審 査)

第 4 条 所長は、第 2 条に基づく申請があったときは、研究所に所属する教授で構成する教授会（以下「教授会」という。）に、申請者の再任の可否について審査を求めるものとする。

2 教授会は、申請者の再任の可否について、任期満了の 3 か月前までに審査を終えなければならない。ただし、特別の事情により審査を行うことが困難なときは、申請者の同意を得て延長することができる。

(審査の方法)

第 5 条 教授会は、申請者の学術的業績、学内の教育及び行政への貢献、社会的貢献、再任後の研究計画並びに群馬大学教員としての相応しい資質に関して評価を行う。

2 学術的業績に関しては、別紙に定める学術的業績審査基準に基づき評価する。

3 留学、病気、出産、育児、介護など特別な事情があるときは、そのことを考慮して総合的に評価する。

4 教授会は、学術的業績基準を満たさない場合に発表形式の情報提供を求めるなど、申請者の出席を求め、評価に必要な情報の提供を求めることができる。

5 投票は無記名投票とし、可とする投票数が投票総数の過半数に達しない場合、申請者の再任を認めない。

6 申請者の再任を認めない場合、その判定理由について教授会で合意を形成する。

(結果通知)

第 6 条 所長は、審査結果及びその判定理由を別紙様式第 3 - 1 号又は別紙様式第 3 - 2

号により、申請者に通知しなければならない。

(再審査請求)

第7条 申請者は、前条の審査結果に不服なときは、別紙様式第4号に定める再審査請求を1回に限り、所長へ行うことができる。

2 前項の再審査請求は、審査結果通知書受領後、2週間以内に行わなければならない。

(再審査)

第8条 再審査請求を受けた所長は、速やかに教授会を招集する。教授会は、申請者からの事情聴取を行うなど、再任の可否を再審査し、再審査結果通知を別紙様式第5-1号又は別紙様式第5-2号により申請者へ通知する。

2 前項の再審査は、任期満了2か月前までに行うものとする。ただし、特別の事情により再審査を行うことが困難なときは、申請者の同意を得て延長することができる。

(再任者の推薦)

第9条 所長は、前条までの規定により申請者の再任が承認された場合、速やかに学長に推薦する。

(雑 則)

第10条 この内規に基づく申請者の再任審査で生じた問題又は見直しが必要な事項は、教授会で議論して解決を図る。

(改 廃)

第11条 この内規の改廃は、教授会の議を経て所長が行う。

附 則

1 この内規は、令和2年9月1日から施行する。

2 この内規は、令和2年9月1日以降に任期制助教として新規採用された者から適用し、令和2年8月31日以前に採用された者については、なお従前の例による。

3 施行日前に既に採用の選考手続きが行われている者は、前項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

## 別紙：学術的業績審査基準

1 発表論文（本研究所の研究業績であることが明示されている，査読付き英文原著論文を対象とする。）

- ① first author (equally contributed も可) の論文が一編以上あること。(印刷中 (in press) も可とするが，これを証明する書類を添付すること。)
- ② first author と co-author の論文掲載ジャーナルのインパクトファクターが計 10 以上あること。(印刷中 (in press) も可とするが，これを証明する書類を添付すること。) インパクトファクターは出版時のものを用いる。ただし，2 年以内に出版された論文で，出版時のインパクトファクターが判明していない場合には最新の数字を用いることとする。

2 研究費取得

- ① 代表者としての科研費取得が少なくとも 1 つはあること。それがない場合は，代表者としての競争的外部資金を獲得していること。
- ② 上記の条件を満たさない場合，次の資格を考慮する。
  - ・学会賞受賞
  - ・学内の競争的研究費（若手支援研究費など）の獲得

別紙様式第1号（第2条第1項関係）

任期制助教再任審査申請書

（元号） 年 月 日

生体調節研究所長 殿

所 属

職 名

氏 名

印

私は、群馬大学生体調節研究所任期制助教再任審査に関する内規に基づき、審査を申請します。

別紙様式第2号（第2条第2項関係）

生体調節研究所任期制助教再任審査申請調書

申請年月日 年 月 日

ふりがな 氏名		男 女	生年月日	年 月 日（ 歳）
			取得学位	
現在の任期 年 月 日～ 年 月 日				
1. 発表論文				
No	論文名等 (著者名(全員), タイトル, 掲載誌名, 巻, 頁, 発表年, 申請者名に下線を付す。)			インパクトファクター
合 計				

2. 科学研究費補助金等

3. 任期中の学内の教育及び行政への貢献

4. 社会貢献

5. 今後の研究計画書

別紙様式第3-1号(第6条関係)

任期制助教再任審査結果通知書

(元号) 年 月 日

殿

生体調節研究所長

群馬大学生体調節研究所任期制助教再任審査に関する内規に基づき審査した結果、再任について承認を得られましたのでお知らせします。

別紙様式第3-2号(第6条関係)

任期制助教再任審査結果通知書

(元号) 年 月 日

殿

生体調節研究所長

群馬大学生体調節研究所任期制助教再任審査に関する内規に基づき審査した結果、下記の理由により承認を得られなかったため再任を認めないことと決定しましたので、お知らせします。

なお、再審査を希望される場合には、(元号) 年 月 日までに再審査請求書(別紙様式第4号)を提出願います。

記

{理由}

別紙様式第4号(第7条関係)

任期制助教再任審査再審査請求書

(元号) 年 月 日

生体調節研究所長 殿

所 属

職 名

氏 名

印

私は、任期制助教再任を認めない旨の通知を受けましたが、下記の理由により再審査を請求します。

記

{理由}

別紙様式第5-1号(第8条関係)

任期制助教再任審査再審査結果通知書

(元号) 年 月 日

殿

生体調節研究所長

群馬大学生体調節研究所任期制助教再任審査に関する内規に基づき再審査した結果、再任について承認を得られましたのでお知らせします。

別紙様式第5-2号(第8条関係)

任期制助教再任審査再審査結果通知書

(元号) 年 月 日

殿

生体調節研究所長

群馬大学生体調節研究所任期制助教再任審査に関する内規に基づき再審査した結果、下記の理由により承認を得られなかったため再任を認めないことと決定しましたので、お知らせします。

記

{理由}